

個人 1

受 令和 4 年 5 月 31 日
付 午前・午後 9 時 00 分

一般質問（代表 個人） 通告書

令和 4 年 5 月 31 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 櫻井直樹

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. 1	不登校対応の非常勤教職員について
要 旨	<p>今年度の重点事業に、昨年 10 月より配置されている不登校対応の非常勤教職員が、継続して配置されるとあります。非常勤教職員を各中学校に 1 名配置し、別室登校した生徒の対応など不登校を未然に防ぐという事業です。</p> <p>この別室登校の生徒対応は、担任が授業中の時は、学年の職員や管理職が対応することが多いですが、専門の教職員が配置されたことは、不登校対応の大きな一歩と考えられます。</p> <p>そこで、どのような運用をしているのか、次の 3 点について答弁を求めます。</p> <p>(1) 配置理由と勤務体制・勤務内容について 不登校の生徒が別室登校する時は、不定期のことが多い。配置することになった理由と勤務体制・勤務内容について伺います。</p> <p>(2) 他の職種との連携について 不登校対応には、SC、SSW、心の教室相談員なども配置されています。他の専門職と相談内容が重複することもあるかと考えられます。どのように連携しているのか伺います。</p> <p>(3) 不登校生徒の居場所について 他の自治体では、学校内に不登校生徒の居場所として、不登校学級や校内フリースクールを設立している自治体が増えてきています。その学級には、専属の教職員が配置されています。本市において、不登校生徒の居場所について、今後の方向性を伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 2	小学校の教科担任制について
要旨	<p> 文科省は、今年度から小学校の高学年における外国語、理科、算数、体育の教科担任制を導入することを示しています。 </p> <p> しかし、全国的に教員不足が不安視される中で、どのように教科担任制を実施していくのかが心配されます。 </p> <p> そこで、本市における小学校の教科担任制について、以下の4点について答弁を求めます。 </p> <p> (1) 小学校教科担任制の効果と課題について </p> <p> 小学生も中学生と同様に、専門教科の先生に勉強を教えてもらえば、勉強が理解しやすいと思われます。また、教師にとっても、教材研究の負担軽減など様々な効果が期待されます。反面、課題も多く考えられます。教科担任制の効果と課題について伺います。 </p> <p> (2) 本市における教科担任制の現状について </p> <p> 教科担任制を実施していくためには、教員の補充が必要になります。本市における教科担任制の現状について伺います。 </p> <p> (3) 専科教員について </p> <p> 従来、小学校では、学校規模により音楽専科という教員が配置されています。ピアノが弾けない男性教師や音楽指導が苦手な教師のために、専科教員が配置されています。本市の専科教員の配置状況について伺います。 </p> <p> (4) 教員の確保について </p> <p> 小学校の教科担任制を進める上で、今後、県費教職員の配当が増加していくと考えられます。しかし、現状を考えると正規教員ではなく講師で代用することも考えられます。 </p> <p> 今後、市として講師の確保が必要になりますが、市の教員人材バンクの状況について伺います。 </p>

※ 申し合わせ事項に留意する。